

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

合同運用指定金銭信託スキーム
グリーンファイナンス・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営・
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

評価対象

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
合同運用指定金銭信託スキーム
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 三菱 UFJ 信託銀行株式会社の概要

三菱 UFJ 信託銀行株式会社（三菱 UFJ 信託）は、1927 年に創業し、2005 年に三菱信託銀行株式会社と UFJ 信託銀行株式会社が合併して成立した、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの中核企業である。三菱 UFJ 信託が属している三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）は、持株会社の傘下に株式会社三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社等の金融子会社を有する総合金融グループであり、グループの総連結資産は国内最大の規模を有している。

▶▶▶2. 三菱 UFJ 信託の ESG 経営および脱炭素に向けた取り組み

MUFG は、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021 年 4 月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」および「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の 3 つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と MUFG の事業領域との親和

性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定している。三菱UFJ信託においても、グループにおける環境問題を中心としたESGへの課題解決について、上記の「MUFG Way」や、優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUFG環境方針」を行動指針として自社の取り組みを推進している。

▶▶▶ 3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、三菱UFJ信託が組成する合同運用指定金銭信託（本合同金信）を運用するためのグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本合同金信（ベビーファンド）で投資家から集めた資金は、マザーファンドである合同運用指定金銭信託を通じて三菱UFJ銀行を貸付人とするグリーンビルディングを資金用途とする貸付債権等の取得に充当される。JCRは本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）¹」および「グリーンボンドガイドライン（2022年版）²」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）および環境省が、それぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

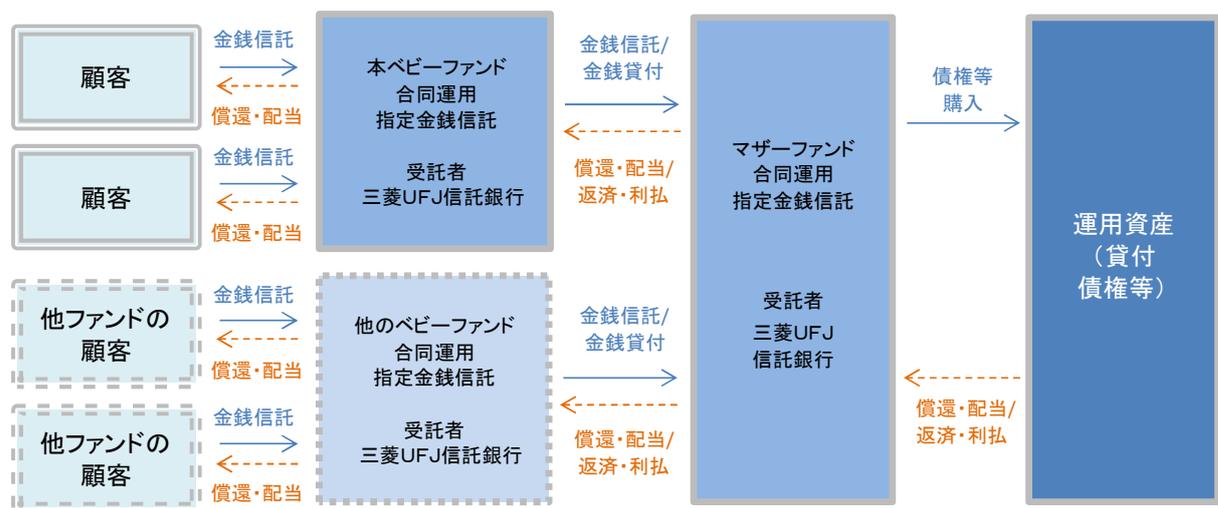


図 1：スキーム図³

三菱UFJ信託は本フレームワークの中で、資金用途を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングとしている。(DBJ Green Building 認証3つ星以上、CASBEE B+ランク以上、BELS 3つ星以上、LEED Silver以上のいずれかを取得または今後取得予定の物件としている)。JCRは、三菱UFJ信託の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

三菱UFJ信託は、環境に関する明確な方針のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。本合同金信を実行するためのプロセスおよび資金管理体制は適切に構築されており、レポーティン

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf> (pp.21-72)
³ 出典：三菱UFJ信託提供資料をもとにJCR作成

グ内容も明確に定められている。以上より、JCRは三菱UFJ信託に対して、管理・運営体制が適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 本資金使途のグリーンボンド原則等への準拠および意義
3. 環境に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 資金使途の概要

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途は、地域、国または国際的に認知された認証を上位3区分までの認証レベルで取得済あるいは取得予定の建物（グリーンビルディング）の取得資金あり、高い環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

【調達資金の使途】

本件評価対象は、三菱 UFJ 銀行が法人（以下、借入人）向けに実行した貸付債権を裏付とした実績配当型合同運用指定金銭信託スキーム。当該貸付債権の資金使途は、以下のグリーン適格クライテリア（※）の要件を満たすグリーンビルディング（以下、グリーンビルディング）に係る開発・建設資金及び関連諸経費とする。

（※）グリーン適格クライテリア（グリーン適格カテゴリー：グリーンビルディング）

以下の分類において少なくとも一つの認証を取得した（あるいは取得予定の）新規・既存又は改修建築物。

- (i) DBJ Green Building 認証：3 つ星以上（最上位から 3 つ目まで）
- (ii) CASBEE：B+ランク以上（最上位から 3 つ目まで）
- (iii) BELS：3 つ星以上（最上位から 3 つ目まで）
- (iv) LEED：Platinum,Gold,Silver（最上位から 3 つ目まで）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞ

れ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている⁴。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10%（5つ星）、上位 30%（4つ星）、上位 60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、JCR は三菱 UFJ 信託の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

CASBEE

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。CASBEE-建築では、建築物の環境品質（Quality）を建築物の環境負荷（Load）で除した環境性能効率（BEE: Built Environmental Efficiency）で表す。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般三菱 UFJ 信託が適格クライテリアとして定めた B+以上は、CASBEE-建築（新築、既存、改修）においては BEE が 1.5 以上の建築物であり、環境負荷に対して品質のほうが明確に勝っている物件を対象としていること、CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件が対象となっている。従って、環境改善効果を有すると JCR では評価している。

⁴ 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」（2019 年 2 月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト）

BELS

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI (Building Energy Index) によって1つから5つにランク分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準 (一次エネルギー消費量基準 1.1 以下)、2 つ星は省エネ基準 (一次エネルギー消費量基準が 1.0 以下) を満たしている。

三菱 UFJ 信託が適格とした BELS における 3 つ星以上の建物は、省エネ性能 (非住宅 : BEI 値 0.8 以下) を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

LEED

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC) によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。2021 年現在、160 以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字を採ったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。

認証の種類には、BD+C (建築設計および建設)、ID+C (インテリア設計および建設)、O+M (既存ビルの運用とメンテナンス)、ND (近隣開発)、HOMES (ホーム) の 5 種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum (80 ポイント以上)、Gold (60~79 ポイント)、Silver (50~59 ポイント)、Certified (標準認証) (40~49 ポイント) である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがって三菱 UFJ 信託が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

三菱 UFJ 信託が本フレームワークに即して立ち上げたファンドで、グリーンビルディングを保有する企業への貸付債権に投資することは、借入人にグリーンプロジェクトを推進する機会を提供し、投資家に環境への配慮がなされた投資商品を提供すると同時に、三菱 UFJ 信託自体が日本のエネルギー政策に沿った取り組みを推進することに寄与すると JCR では評価している。

以上より、三菱 UFJ 信託が本フレームワークにおいて定めた資金使途は、高い環境改善効果を有するプロジェクトが対象となることが期待されると評価している。

2. 本資金使途のグリーンボンド原則等への準拠および意義

資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画においては、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」ために、建築物省エネ法の改正、誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げの実施について言及されている。また、2020年12月に公表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における、住宅・建築物産業の成長戦略工程表では、上記の2030年の目標を達成すべく省エネ改修の推進、ZEBやZEHの普及拡大を進めることとなっている。これより、グリーンビルディングへの投融資は環境改善効果が高い。したがって、三菱UFJ信託がファンドを通じて環境認証レベルの高い建物へ投資することは、我が国の省エネルギー政策とも整合的である。

3. 環境に対する負の影響について

本合同金信の裏付資産である貸付債権の資金使途となる物件に関しては、三菱UFJ銀行の顧客担当部店および三菱UFJ信託のオルタナティブアセット運用部の担当者がリスクの特定を行う。具体的には、三菱UFJ銀行の顧客担当部店が当該貸付債権の借入人から対象となる物件に関する情報を取得し、潜在的なリスク要因に関しての特定・確認を行う。貸付の実行に際しては、環境面のリスクを含めて審査上問題ないことが確認される。また、本合同金信の実行時においては、三菱UFJ信託のオルタナティブアセット運用部でリスクの確認を行う。これにより、JCRは本合同金信における環境に対する負の影響について、適切に手当てされていると評価している。

4. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス
【評価の視点】

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与していると判断している。

1. 目標

三菱 UFJ 信託は MUFG の傘下組織として、MUFG 環境方針を採択して環境に資する取り組みを推進している。MUFG 環境方針では、MUFG が地球環境の保全・保護および気候変動への対応を始めとする地球環境に係る課題への対応が人類共通の責務であることを認識しており、この認識のもと、地球環境と人間社会が調和・共生した世の中を実現し、将来世代に引き継ぐため、気候変動への対応や環境保全に取り組むと宣言している。

MUFG 環境方針（抜粋）⁵
3) 事業活動を通じた環境への取り組み
(1) 事業活動を通じた取り組み

MUFG は、環境と経済の好循環による持続可能な社会の実現に貢献しようとするお客さまを、グループ各社の商品・サービスの提供を通じて支援し、これを MUFG 自身の成長機会とするとともに、商品・サービスが環境に及ぼす影響にも十分に配慮し、環境に負の影響を及ぼす可能性が有る場合は、適切に対応します。

加えて、気候変動を始めとする環境に対するリスク管理高度化の対応を進めます。

これらの取り組みにより、持続可能な社会の実現を後押しするとともに、持続的な事業成長と企業価値の向上をめざします。

MUFG は、お客さまとの取引に関し、環境・社会に対するリスクを管理するための枠組みとして、「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を制定しています。

⁵ 出典：MUFG ウェブサイト

■気候変動

MUFG は、気候変動問題は、地球環境に係る重大な課題であり、持続可能な社会を実現し、更にはお客さまやグループ各社が今後も事業を継続していくためにも適切な対応が必要であると考えています。あわせて、グローバルな金融機関として、脱炭素社会への移行をはじめとする気候変動への世界的な取り組みに関し、大きな役割を果たし得る立場にいることも認識しています。

このような認識を踏まえ、MUFG は、脱炭素社会への移行を促進するために、グループ各社の業務およびお客さまへの商品・サービスの提供において、以下の取り組みを進めます。

- 太陽光・風力等の再生可能エネルギー事業や環境に対するリスクに配慮した企業の資金調達の支援等を通じて、温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進します。
- グループ各社の商品・サービスが気候変動に影響を及ぼす可能性に考慮し、その影響にも十分配慮したうえで、適切に対応します。
- 気候変動に対するリスクを管理するために、気候変動が事業に及ぼす将来的な影響についての調査・研究を進めます。

また、気候変動への取り組みにおいて、MUFG は、別紙に記載する各種の国際的な協定やイニシアティブを支持します。

評価対象となる合同金信の実行によって、グリーンプロジェクトを保有している借入人へグリーンローンを提供する一方で、投資家対してはグリーン性のある投資商品を販売することで、サステナビリティへの啓発およびサステナビリティへ配慮した投資機会を提供している。これより、本合同金信の実行は、三菱UFJ信託が目指す目標と整合的であるとJCRは評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ1で記載の通りである。JCRはプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

1. プロジェクト選定関与者

- (1) 三菱UFJ信託銀行：オルタナティブアセット運用部、法人マーケット統括部、資産金融部
- (2) 三菱UFJ銀行：顧客担当部店・ソリューションプロダクツ部・サステナブルビジネス部

2. プロジェクト選定プロセス

- (1) 本件評価対象の組成にあたり、資産金融部を起案者、法人マーケット統括部を決裁者とする社内稟議を起案・承認するプロセスをとる。(決裁権限者は当該業務担当取締役であり、当該役員が適宜権限委譲している。)

また、オルタナティブアセット運用部は、本件評価対象の裏付資産として、資金使途をグリーンビルディングの開発・建設資金及び関連諸経費とする貸付債権を組み入れることが適切である旨を確認し、資金の運用を決定する。

(2) 三菱 UFJ 銀行は、借入人に対する貸付債権について、弊社へ譲り渡す貸付債権の資金使途がグリーンビルディングの開発・建設資金及び関連諸経費であることを確認し、当該貸付を実行する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本合同金信の裏付資産となる貸付債権は三菱 UFJ 銀行の専門部署等により、グリーン性が確認された上で実行される。貸付の実行にあたっては、適切な権限を有する役職者の承認を必要とする。

本合同金信の実行についても、関連する部署の役員が適切に関わった上で決定される。三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ 信託の経営陣が適切に関与していることにより、JCR は本フレームワークにおけるプロセスは適切であると評価した。

なお、上述の選定基準、プロセスは本評価レポートによって投資家に対し開示されることが想定されており、投資家に対する透明性が確保されている。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、発行体・借入人によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三菱UFJ信託の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である銀行の貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

調達資金の追跡管理の方法

本件評価対象へ投資された投資資金が実質的に裏付資産の取得に向けられていることは、信託約款において明確に定められる。

実務においては、弊社資産金融部の事務担当課/Gにて、信託に関する経理・決算業務を行い、投資家に対する期中および信託期間満了時の配当交付および元本償還を行う。また、決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し、投資家に報告を行う。なお、当該業務は原則として専用の管理システムおよびツール等を用いて行うほか、対外交付前に適切な権限を有する者にてチェックを行う体制とする。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

本件評価対象へ投資された投資資金が裏付資産の取得に充当されるまでの手続きは、信託約款において明確に定められる。

本件評価対象へ直接的な内部監査や会計監査の予定はないが、監査部ないし部門統括部署等による不定期な監査が実施されることがあるため、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保される。

また、本件評価対象について決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し投資家へ報告を行うことで、定期的に外部投資家の確認を受ける体制とする。

未充当資金の管理方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である銀行の貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

なお、当該貸付にて借入人が資金を調達したのち、当初対象としていたグリーンビルディングが期中に適格クライテリアを満たさないこととなった場合には、本フレームワークの枠組みないしその他の販売ルート等を活用し投資家へ適時適切に案内を行う想定。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本合同金信により調達された資金は、スキームの維持運営のために必要な資金を除き、即日裏付けとなる貸付債権の譲渡代金の支払いのために充当される。

信託における追跡管理は資産金融部が専用のシステムを用いて行うこととなっている。本合同金信の業務を含む資産金融部の業務は三菱 UFJ 信託内の不定期な内部監査の対象となっている。また、本合同金信の投資家に対して、決算期間毎に信託財産に係る報告を行う決まりとなっており、追跡管理体制に適切に統制が働く仕組みが構築されている。本合同金信に関連する書類は、本合同金信の償還まで破棄されないことが三菱 UFJ 信託の規程により定められており、書類管理も適切に行われる。

本合同金信の裏付けとなるグリーンビルディングが何等かの理由により資金使途の対象から外れる場合、三菱 UFJ 信託はグリーンボンドの認定を取り消し、通常のコモディティ信託として取り扱うことを予定している。併せて、三菱 UFJ 信託では顧客に上記の事象を案内することとしている。

以上より JCR では資金管理について適切であると評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、本合同金信に係るレポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

資金の充当状況に関する開示方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である銀行の貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当し、その旨を本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上にて案内予定。

インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度

1. 開示方法

借入人による、当該グリーンビルディングにかかる環境改善効果等の開示内容を踏まえて、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上にて案内予定。

2. 開示頻度

借入人と個別に調整の上で、本件評価対象の信託期間終了までに実施予定です。

インパクト・レポーティングにおける KPI (Key Performance Indicator)

借入人による開示内容を踏まえて、本件評価対象の信託期間終了までに、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上にて案内予定。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポーティング

三菱 UFJ 信託は、合同金信に係る資金管理の状況を評価対象となる合同金信専用のウェブページ上で開示することとしている。また、合同金信の裏付資産である貸付債権の対象となるプロジェクトに大きな状況の変化があった場合、投資家に対して直接連絡することとしている。

環境改善効果に係るレポート

三菱 UFJ 信託は、合同金信の裏付資産である貸付債権の借入人のレポート状況を参照しながら、インパクト・レポート項目を定めた上で信託期間終了までにレポートすることとしている。これらの開示項目には、グリーンビルディング認証の種類とランクが含まれることが想定されている。

JCR では、三菱 UFJ 信託のレポート体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、発行体の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンボンド実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱UFJ信託の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると評価している。

三菱UFJフィナンシャル・グループのサステナビリティに関する取り組み

三菱UFJフィナンシャル・グループは、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021年4月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」および「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の3つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待とMUFGの事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定している。

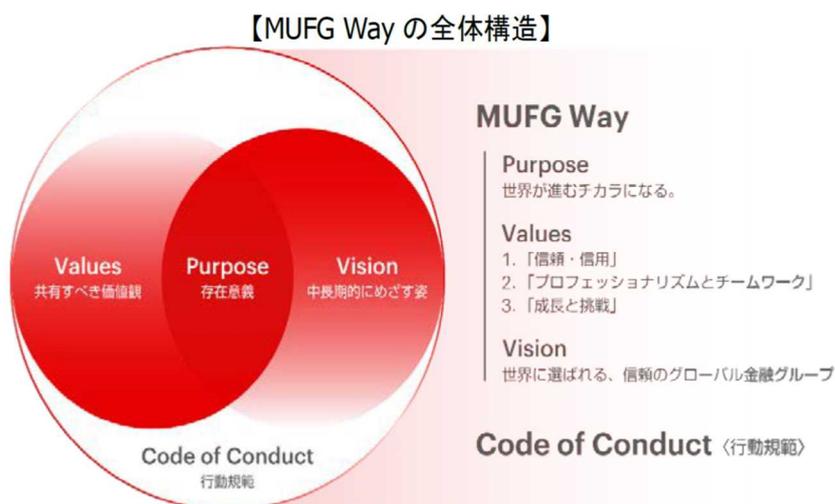


図 2：サステナビリティ・ストーリー⁶

⁶ 出典：MUFG ウェブサイト



図 2：サステナビリティ・ストーリー⁷

また、グループとして持続可能な社会の実現、そして SDGs の達成への貢献のため、2019 年度から 2030 年度までに累計 35 兆円（内、環境分野で 18 兆円）のサステナブルファイナンスの実施をめざす、「サステナブルファイナンス目標」を掲げた。これは、従来の目標である 20 兆円から上積みされたものである。2021 年 5 月には上記「存在意義」に基づいた具体的な行動計画を基に 2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ、および 2030 年までに当社自らの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成するという「MUG カーボンニュートラル宣言」を掲げるなど、急速に環境・社会に対する取組みを強化している。本合金信の裏付けとなる貸付債権の実行は、上記のサステナブルファイナンス目標に資するものであり、MUG のサステナビリティに間接的に寄与する商品となる。

MUG では、委員長であるグループ CSuO (Chief Sustainability Officer)、グループ CEO、CSO、CFO 等から構成されるサステナビリティ委員会でサステナビリティに係る審議を行っている。経営企画部サステナビリティ推進室が事務局を務めており、グループ各社との連携も行っている。

三菱 UFJ 信託銀行のサステナビリティに関する取り組み

三菱 UFJ 信託は、サステナビリティ活動として、「私達は、『安心・豊かな社会』を創ることを目指し、様々な社会課題の解決を通じて、社会・お客さまの持続的な成長のために、企業市民として、たゆまぬ活動を続けていきます。」を掲げている。具体的には、「MUG Way」、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUG 環境方針」および「MUG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を行動指針として環境問題・社会課題解決に資する取り組みを推進している。

三菱 UFJ 信託はグループ内で信託機能を有している唯一の信託銀行として、再生可能エネルギー資産を対象としたリニューアブルトラスト等を通じて、グリーンプロジェクトを持つ企業への資金供給と投資家への投資機会の提供の両面において信託を通じた環境問題解決へ貢献している。

三菱 UFJ 信託においては、法人マーケット統括部が本合金信を所管する資産金融事業に関してのサステナビリティに係る取り組みを担当している。また、三菱 UFJ 信託全体としてのサステナビ

⁷ 出典：MUG ウェブサイト

リティ推進は、経営企画部内にあるサステナビリティ企画室が行ってきたが、この機能を経営企画と一体化して強化する目的で同室を企画グループが吸収し、三菱 UFJ 信託全体のサステナビリティに関する取り組みを統括している。三菱 UFJ 信託外の専門知識を有する専門家との協業については、MUFG グループ全体の知見の共有、「MUFG カーボンニュートラル宣言」を踏まえた MUFG グループのワーキンググループに参画し、グループ各社と情報交換間や優先課題の議論を行っている。また、社外の知見も活用し、今後の取り組みに活かしている。

以上より、三菱 UFJ フィナンシャル・グループおよび三菱 UFJ 信託では、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR では評価している。

評価フェーズⅢ:評価結果(結論)

Green1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

| | | 管理・運営・透明性評価 | | | | |
|---------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | m1(F) | m2(F) | m3(F) | m4(F) | m5(F) |
| グリーン性評価 | g1(F) | Green1(F) | Green2(F) | Green3(F) | Green4(F) | Green5(F) |
| | g2(F) | Green2(F) | Green2(F) | Green3(F) | Green4(F) | Green5(F) |
| | g3(F) | Green3(F) | Green3(F) | Green4(F) | Green5(F) | 評価対象外 |
| | g4(F) | Green4(F) | Green4(F) | Green5(F) | 評価対象外 | 評価対象外 |
| | g5(F) | Green5(F) | Green5(F) | 評価対象外 | 評価対象外 | 評価対象外 |

(担当) 菊池 理恵子・小林 克人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル